

寒川町選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法第41条第1項の規定に基づき、令和7年2月9日執行の寒川町議会議員選挙における期日前投票所を次の表のとおりとする。

建物の名称	所在地	設置期間
寒川町民センター展示室	寒川町宮山165番地	2月5日から 同月8日まで

令和7年1月7日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光